



Title	いわゆる取材源秘匿権の法理
Author(s)	前田, 正義
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/49139">https://hdl.handle.net/11094/49139</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	まえ だ まさ よし 前 田 正 義
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 2 1 7 2 3 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	いわゆる取材源秘匿権の法理
論文審査委員	(主査) 教 授 鈴木 秀美 (副査) 教 授 高田 篤 教 授 松本 和彦

#### 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、いわゆる「取材源秘匿権」を主題とする。ここに、取材源秘匿権とは、「公衆に対する情報伝播の目的で、内々の信頼関係を通じて取材した場合の取材源（狭義の取材源秘匿権）およびかかる関係を通じて得られた情報（取材メモ、フィルムなど）（広義の取材源秘匿権）の開示を強制されない権利」として、ふつう定義づけられる。取材源秘匿権は、近年、最高裁の決定が初めて下されたことから、注目されているといいえよう。しかしながら、取材源秘匿権は、これまで必ずしも重要な問題として捉えられてこなかったことが指摘されていた。

かかる取材源秘匿権を本稿が主題としてとりあげるに至った直接の端緒は、取材源秘匿権を構成する行為である取材行為を憲法上初めて位置づけた博多駅テレビ・フィルム提出命令事件最高裁決定にあった。本決定において提出命令の対象となった「本件フィルムは、すでに放映されたものを含む放映のために準備されたもの」であった。ここに、取材源秘匿権の要件とされる「内々の信頼関係」（confidentiality：コンフィデンシャルティ）を欠くにもかかわらず、かかる情報に対して取材源秘匿権の適用可能性が認められたのである。このことは、本決定が取材の自由が報道（表現）の自由よりも低い保障を受けるものと学説上捉えられていることと、対照的ともいいえよう。いわばかかる齟齬を派生することは、取材源秘匿権の対象となる情報（取材源秘匿権の客体）の見地より、取材源秘匿権の法理の問題の表出をみてとることができるものともいいえよう。そして、このコンフィデンシャルティの問題は、ジャーナリストの特権（取材源秘匿権）についての法的蓄積を有するアメリカ法において、判例および学説上、奇しくも争点となっていたのであった。

しかしながら、取材源秘匿権の法理が孕む問題は、必ずしもこのような取材源秘匿権の客体の問題にとどまるものではない。さきに参照したアメリカ法からは、取材源秘匿権の主体の見地より、取材源秘匿権の法理の問題点を指摘することができよう。すなわち、冒頭において紹介した取材源秘匿権についての定義では、（暗黙の認識によるものか）取材源秘匿権の主体についての要件が明示されていないけれども、取材源秘匿権の主体がいわゆる職業的なメイン・ストリームのメディアに属するジャーナリストに限られるか、それともメイン・ストリームのメディアに属するジャーナリスト以外の者にまで及びうるか、という問題がある。この問題は、日本法において直接訴訟上の問題とはなっていないけれども、アメリカ法においては、後述のとおり判例および学説上問題となってきた。

本稿においては、かかる問題意識の下、はじめに、第 1 部において、取材源秘匿権の法理上の問題点を俯瞰する。そこでは、アメリカ法において、ジャーナリストの特権を内々の信頼関係に拠らないノンコンフィデンシャル情報へ

適用することの可否という問題をとおして、取材源秘匿権の法理の考察を主眼とする。そこでは、「公衆への情報の自由な流通」というジャーナリストの特権の本質が析出される。第2部においては、ジャーナリストの特権をこのノンコンフィデンシャル情報へ拡張することについて、「公衆への情報の自由な流通」および萎縮効果の見地より、考察を加える。第3部においては、今度はジャーナリストの特権のスタンディングという文脈において語られる取材源秘匿権の主体の問題について、主としてアメリカの判例および学説を俯瞰したうえで、「公衆への情報の自由な流通」の見地より、考察を加える。第4部においては、取材源秘匿権の主体および客体の見地より析出された取材源秘匿権の法理の問題点を回顧する。そして、「公衆への情報の自由な流通」の見地より、主として日本法を素材として、また必要な限りにおいてアメリカ法を参照しつつ、日本法における取材源秘匿権の法理の再構成へ向けた示唆を試みるものである。そして、さいごに、これらの考察および示唆をふまえたうえで、取材源秘匿権に関する最近の動向、そして取材源秘匿権の法理の今後の課題について言及する。

## 論文審査の結果の要旨

本博士論文は、いわゆる取材源秘匿権について、アメリカの議論を素材に客体と主体の範囲を検討し、その成果から日本の法理を再構成するためにいかなる手がかりが得られるかについて論じたものである。ここで取材源秘匿権とは、「公衆に対する情報伝播の目的で、内々の信頼関係を通じて取材した場合の取材源（狭義の取材源秘匿権）およびかかる関係を通じて得られた情報（取材メモ、フィルムなど）（広義の取材源秘匿権）の開示を強制されない権利」をいう。

本論文の内容は、以下のとおりである。

第1部においては、アメリカにおける取材源秘匿権の問題点として、ジャーナリストの特権を、取材メモやフィルムのように信頼関係に拠らずに得られた情報（ノンコンフィデンシャル情報）へ適用することの可否が検討されている。その結果、コンフィデンシャルリティを重視する従来の法理が、ノンコンフィデンシャル情報に対する開示強制の問題を必ずしも適切に説明できないこと、ジャーナリストの特権は、報道が「公衆への情報の自由な流通」に仕えるものであることから認められてきたことが指摘されている。

第2部は、アメリカにおいて認められてきた取材源秘匿権の客体（対象）の範囲についての考察である。具体的には、ノンコンフィデンシャル情報の保護の必要性とその程度について検討が加えられている。その結果、取材メモやフィルムの提出強制が、取材対象者にジャーナリストの取材への協力を躊躇させ、それが公衆に対する情報伝播を阻害すること（いわゆる萎縮効果）が学説・判例によって認められていること（保護の必要性）が確認されている。さらに、提出強制の許容性の判断にあたっては、コンフィデンシャル情報と同様に、証拠としての必要性を重要な要件とするテストと、単なる利益衡量によるテストについて議論があることが明らかにされ、日本においてもコンフィデンシャルリティの存否を視野に入れた検討が必要であると指摘されている。

第3部は、アメリカの取材源秘匿権の主体の範囲についての考察であり、ジャーナリストの特権のスタンディング（当事者適格）が、ジャーナリストに限定されず、公衆へ情報を伝播する意図を有する公衆一般に認められていることが明らかにされている。

第4部で、取材源秘匿権をめぐる日米の議論を整理したうえで、ノンコンフィデンシャル情報にも取材源秘匿権が及ぶこと、その主体は、伝播される情報の内容とは無関係に「公衆へ伝播する意図」をもつ者であるべきであるとの結論が導き出されている。申請者は、取材源秘匿権をジャーナリストという主体から解放し、拡大的に解消してゆくべきだと主張している。

本論文の特色は、取材源秘匿権をめぐるアメリカの議論を整理・分析し、その成果を日本の議論と比較することによって、日本の法理の問題点を指摘した点にある。

本論文は、従来、日本では報道関係者の特権として議論されてきた取材源秘匿権の主体を、アメリカの議論についての正確な分析に基づき、表現者の「公衆へ伝播する意図」を重視することによって、報道関係者以外にも認めるべきだと説く野心的・意欲的な研究である。審査員一同は、本論文が法学博士の学位授与にふさわしい労作であると判断する。